

生食発 1 1 0 7 第 2 号
平成 2 9 年 1 1 月 7 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省大臣官房
生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)

対マレーシア輸出牛肉の取扱い等について

標記については、マレーシア政府との協議の結果、別紙 1 のとおり「対マレーシア輸出牛肉取扱要綱」を定めることとしたので、御了知の上、関係事業者に対して周知及び指導いただくとともに、当該要綱に基づく運用について遺漏のないよう御配慮願います。

また、当該要綱の策定に伴い、別紙 2 のとおり、「対マレーシア輸出畜水産食品の取扱要領」（平成 17 年 6 月 2 日付け食安発 0602001 号別紙）について、その一部を改正し、本日から適用することとしたので、御了知の上、対応方よろしくお願ひします。

問合せ先 医薬・生活衛生局 食品監視安全課 TEL : 03-3595-2337
